

介護保険事業所の指定（更新）及び運営指導等の実施状況について

1. 概要

介護保険法に基づく介護保険事業所を開設するためには、指定権者（市・県）による指定・許可が必要です。また、指定・許可後も、各種変更等の届出・申請の提出や、指定後6年ごとの更新を受けることが義務づけられています。

（市が指定するもの） 居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所 等
 （県が指定するもの） 訪問介護、通所介護事業所、特別養護老人ホーム 等

2. 令和5年度更新（予定）事業所 ※総合事業除く

① 認知症対応型共同生活介護

[事業所] グループホーム どんぐり（古賀市青柳町803番地）

[指定期間] 令和6年2月1日～令和12年1月31日 ※指定更新済み

3. 令和5年度新規・休止・廃止事業所

① 小規模多機能型居宅介護

新規指定：1件

・余香庵サテライト(R5.8.1)

4. 令和5年度運営指導、集団指導の状況

【運営指導】

- ① 5月16日 グループホーム どんぐり（認知症対応型共同生活介護）
- ② 5月23日 古賀市第2地域包括支援センター（居宅介護予防支援）
- ③ 6月5日 小規模デイサービスひより茶屋（地域密着型通所介護）
- ④ 6月9日 けあビジョンホーム古賀訪問介護（訪問介護）
- ⑤ 7月25日 ライブリーワンケアプランセンター（居宅介護支援）
- ⑥ 9月7日 ケアプランともいき（居宅介護支援）
- ⑦ 9月15日 秋桜の郷（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
- ⑧ 9月15日 たんぼぼ（小規模多機能型居宅介護）
- ⑨ 1月10日 清滝の郷（短期入所生活介護）

※④、⑨は福岡県と合同にて実施

【集団指導】

令和5年8月30日 13:30～16:30 集合形式にて実施
 （サンコスモ古賀201・202研修室）